



2011 Vol.20

笹波海岸（志賀町）

ほうじん ななお

消費税期限内納付

法人会 一声運動

 社団法人 七尾法人会

第32回通常総会

公益法人認定に向けて より一層の公益的行事の開催

6月2日、加賀屋において石黒七尾税務署長を始め、多くの来賓を迎え通常総会が開催された。

会長あいさつの後、退会防止に努めながら役員が一体となって会員増強に努めたが、先行きの見えない景気低迷から倒産、廃業、休業等による退会社が入会社を上回った結果、会員数1,279社となった組織の状況や、多様化する会員のニーズを踏まえて開催された研修の実施状況等の平成22年度の事業実施報告と、それに関連する収支が報告され承認された。

引き続き、公益法人に移行することの承認を含む平成23年度事業計画(案)及び同収支予算(案)が提出され承認された。



平成23年度事業計画 H23.4.1~24.3.31

1. 組織関係

- (1) 公益性拡大の観点から、前年度を上回る会員数並びに加入率を目指し、退会防止に努めながら、積極的な会員増強を図る
- (2) 会員増強に当っては
 - イ. 全会一体となった取り組み体制の醸成
 - ロ. 税務当局及び税理士、関係諸団体との連携強化
 - ハ. 福利厚生制度取扱三社と連携を密にした会員増強
- ニ. 金融機関等に対する協力要請
- (3) 支部組織の充実
- (4) 公益法人制度改革への適確な対応

2. 研修関係

- (1) 多様化する会員のニーズを踏まえて内容の充実を図るとともに、研修参加人員の増大を図る
- (2) 新公益法人制度を踏まえ、会員企業に加えて一般市民等にも対象を広げた研修・講演会を開催し、一層公益性を高めることとする
- (3) 申告納税制度の一層の定着を図るため、研修会等を通じて引き続き消費税の「期限内納付」並びに「e-Tax」の普及推進に努める

3. 税制関係

- (1) 税制に関する意見、要望の集約及び具申
- (2) 地元選出国會議員や地方自治体への陳情
- (3) 他の納税協力団体との連絡協調

4. 社会貢献活動関係

- (1) 税の啓発活動の実施
- (2) 地域社会との共生を目指した祈願像の設置の推進
- (3) 租税教育への取り組み

5. 広報関係

- (1) イメージアップ・知名度向上や会員増強等を図るための広報の充実
- (2) 公益法人制度改革を踏まえ、広く国民に対して税の啓発に資する広報に努める

6. 福利厚生関係

- (1) 経営者大型総合保障制度の推進
- (2) 経営保全プランの推進
- (3) がん保険制度、法人会医療保険の推進

7. イータックスの利用推進関係

- (1) 役員企業の利用率の拡大
- (2) 会員企業への更なる普及と利用拡大
- (3) 役員等の確定申告などの利用勧奨

記念講演



国際ジャーナリスト、蟹瀬誠一氏より「成功をよぶ「賢者」たちの選択 豊かなくらしをめざして」の演題で、記念講演が行われた。

今我が国は、東日本大震災で政府、国民が一体となって復旧、復興に当らなければ

ならないときであるが、政府の対応が今一つであるが底力のある国民性であり、又海外からも厚い信頼を得ている国民性からいっても、皆様が考えているより早く復興すると思われる。しかし、原発問題は放射能の関係もあり少なくとも20年ぐらひはかかるものと思われる。

世界経済はこれから拡大しつづけインフレになる。なぜかと言えば人口が増加しているからである。経済の中心はヨーロッパからアメリカそして中国へと移り、現在はアジアが中心となっている。人口が増えれば物が足りなくなり、品薄となり値段が上がってくるインフレである。日本経済もGNPでは中国に越され3位となったが、1人当りで見ると中国の10倍である。まだまだ国土の広さ、人口から言っても2位であったことが奇跡に等しいことである。

これからの日本経済は、賃金の格差により産業の空洞化が生じ、生産の現地化が進むであろうが、これは避けられない問題である。これからは国内生産においても労働者賃金や資材の購入において努力しても限度があると思われるので、そこは付加価値の高い商品を製造し、ブランド化すべきである。

例えば高崎のダルマも製造工法はそのままにして、招き猫を作り成功したこと、今治のタオルでもデザインの改良と吸水性のよい織り方とし、宣伝にアメリカの有名スターを活用し、売り込みを行い成功したように、よい製品を作り強い売込みを行いブランド化することが必要である。又、優秀な経営者に共通しているのは、よい優れた直感力を持っている事である。長い間の経験と勉強によって養われるものであるが、大いに発揮していただきたい。皆様の未来は皆様が今何しているかであり、待ちの体制でないとのことである。

改正税法説明会



8月25日、26日の両日、七尾、羽咋の2会場で平成23年度の税制改正についての説明会が開催された。

当初、平成23年度税制改正法として個人所得課税関係では給与所得控除の上限設定や、法人課税では実行税率の5%引下げ、資産課税では相続税の基礎控除額の引下げ等、大々的な改正(案)が閣議決定までされたが、ねじれ国会や東日本大震災の復旧、復興に要する予算額確保等の諸事情により審議が大幅に遅れ、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律として国会に提出され、6月22日可決成立し、6月30日公布された。

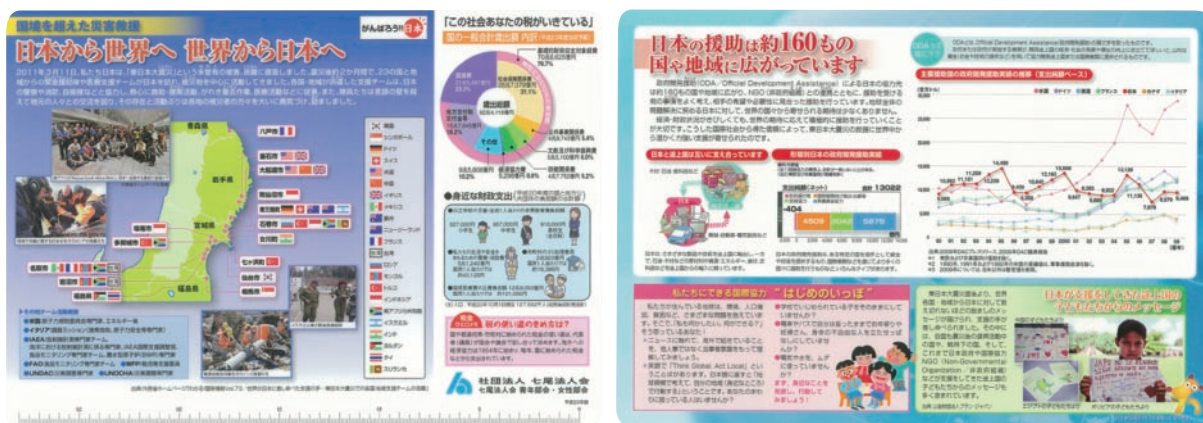
本年の改正点は所得税・法人税等の関係では、雇用促進税制の創設、消費税関係においては免税事業者の要件見直し等の小幅な改正となった。しかし、「税制構築法案」並びに「税制構築地法案」により継続審議となっている事項や、税制整備法による期限切れ租税特別措置等の取扱い等細かな留意事項が発生しており、改正事項のみにとどまらず法律適用に当たっては細心の注意が必要である旨の説明があった。

地域社会貢献活動

世界は一つ

3月11日、東日本大震災という未曾有の被害、国難に遭いました。この時、全世界から温い励ましの言葉や援助をいただきました。この様な国境を越えた援助は税金の大切な使い方ですので、租税教育の一環として、日本から世界に対する援助や世界から日本に対する援助を紹介した下敷きを購入し、管内の小学生5～6年生全員(2,397名)に対して配布することとしています。

七尾市1,002名、中能登町330名、羽咋市409名、志賀町353名、宝達志水町303名



法人会「ワンコイン(500円) 募金運動」にご協力を

東日本大震災で被害の大きかった法人会の支援のため、ワンコイン募金をお願いすることとしました。ご協力いただきますようお願いいたします。

七尾法人会の目標 50名×500円=25,000円

公益財団法人全国法人会総連合
会長 大橋 光 夫

平成23年度

税制改正の概要

改正のポイント

〔主な改正事項を掲載しましたので他の事項も含めて詳細については税務署等に照会して下さい〕

平成23年度税制改正案は、ねじれ国会などの理由で、なかなか結論が出ないままでしたが、この度、平成23年度税制改正事項のうち、雇用促進税制等の政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、年金所得者の申告不要制度の創設、租税罰則の見直し、その他証券優遇税制の2年延長と期限切れ租税特別措置の延長等の改正を政府修正により切り離し「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」として、平成23年6月22日に成立し、平成23年6月30日に公布されました。

法人税制

1 雇用促進税制の創設（所得税・法人税・法人住民税・個人住民税）

雇用の維持・増加を図り、それによって経済成長を推進することは、新成長戦略の一つの柱です。税制面でも、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、出来る限りの支援措置を講じる必要があります。

そこで、今回の税制整備法により雇用の受け皿となる成長企業を支援するために、雇用を一定以上増やした企業に対する税制上の優遇措置が創設されました（所得税についても同様の改正が行われました）。（措法10の6、42の12、68の15の2）

①改正の概要【適用期間】3年間（平成25年度末まで）

その年度中に従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数を10%以上かつ5人以上（中小企業者等は2人以上）増加させる等の要件を満たす事業主について、増加1人当たり20万円の税額控除ができる制度が創設されました。

②制度の概要

税額控除 増加した雇用保険の一般被保険者の数×20万円

※控除限度額は、中小企業者等は法人税額の20%（中小企業者等以外は10%）

適用
期日

平成23年4月1日～平成26年3月31日までに開始する各事業年度について適用されます。

	措置内容
対象者	公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った事業主 ※風俗営業等を営む企業については、対象から除外されます。
要件	その事業年度末の従業員のうち、雇用保険の一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ5人以上増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合。 ※ただし、中小企業者等については2人以上増加した場合。
控除額	増加した雇用保険一般被保険者の数×20万円の税額控除。
控除限度額	当期の法人税額の10%を限度。 ※ただし、中小企業者等については20%を限度。
適用期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日。

※上記のほか、事業主都合による離職者がいないこと、当該事業年度における「支払給与額」が前事業年度における支払給与額よりも一定割合増加すること、等が要件。

具体的な手続き

企業は、事業年度開始後2か月以内に、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークに届出。

事業年度終了後2か月以内にハローワークより雇用促進計画について確認を受ける。

ハローワークによって確認を受け、交付される雇用計画等の書類を確定申告書に添付することにより適用可能。

参考

上記税制改正に伴い地方税においても公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った中小企業者等が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、2人以上増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、その事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除できる措置が法人住民税に適用されます。（地方附8⑤）

消費税制

消費税のありかたについては、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、その具体的内容について、早急に検討が行われます。あわせて、消費税制度の信頼性を確保していくために、一層の課税の適正化も着手されます。

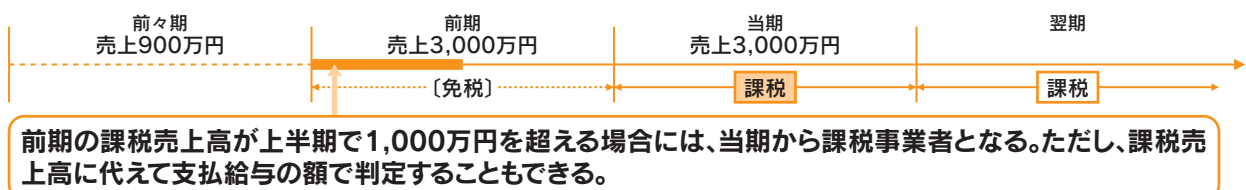
ことしの税制改正では、次の改正が行われました。

1 事業者免税点制度における免税事業者の要件の見直し

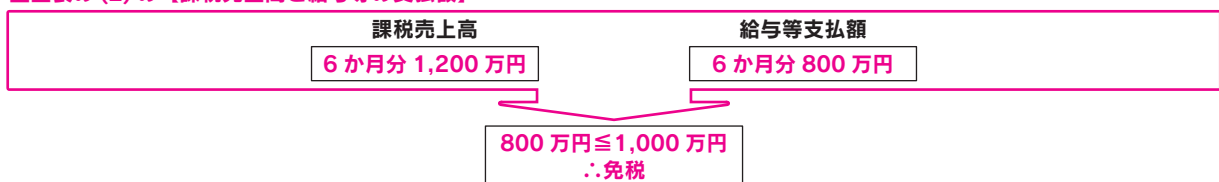
消費税の事業者免税点制度における免税事業者の要件について、次の見直しが行われました。(消法9の2)

(1)	①	個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの期間
	②	その事業年度の前事業年度(7月以下であるものその他一定のもの(以下「短期事業年度」という。)を除く。)がある法人のその前事業年度開始の日以後6月の期間
	③	その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人のその事業年度の前々事業年度(その事業年度の基準期間に含まれるものその他一定のものを除く。)開始の日以後6月の期間(当該前々事業年度が6月以下の場合には、その前々事業年度開始の日からその終了までの期間)
(2)	(1)を適用する場合においては、個人事業者又は法人が特定期間中に支払った所得税法に規定する支払明細書に記載すべき給与等の金額に相当するものの合計額をもって、(1)の特定期間における課税売上高とすることができるとされました。	
(3)	(1)に該当することとなった場合にはその旨の届出書を提出することとする等の所要の措置が講じられました。	

適用期日 この改正は、平成25年1月1日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について適用されます。(税制整備法附22①)



■上表の(2)の【課税売上高と給与等の支払額】



適用期日 この改正は、上記のその年又はその事業年度が平成25年1月1日以後に開始するものについて適用されます。(税制整備法附22)

所得税制

1 年金所得者の申告手続きの簡素化(所法121、203の3、203の5)

①公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年金以外の他の所得の金額が20万円以下の者について、確定申告不要制度が創設されました。

適用期日 この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。

②公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦(寡夫)控除が加まりました。

【現行の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算方法】(扶養控除等申告書を提出した場合)

(年金支給額－社会保険料－基礎控除額＋一定の人的控除額※)×5%＝源泉徴収税額

※一定の人的控除額の対象者：控除対象配偶者・扶養親族・障害者

適用期日 この改正は、平成25年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用されます。(税制整備法附6)

2 所得税の確定申告書の提出期間(所法120)

所得税の確定申告書の提出期間(その年の翌年2月16日から3月15日まで)について、申告義務のある者の還付申告書は、その年の翌年1月1日から提出できるとされました。

適用期日 この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。(税制整備法附2)

被災地企業への各種支援を

平成24年度税制改正に関する提言

10月6日、横浜市のパシフィコ横浜国立横浜国際会議場において役員・会員約3,300名の参加を得て、第28回法人会全国大会が開催され、全国100万会員総意による要望事項が採決され、税制改正の提言が行われた。又、今後この提言内容の実現に向けて、全法連、県連、単位会における運動方法が報告・確認された。

《基本的な課題》

I. 東日本大震災からの復興に向けて

1. 復興財源について

(1)増税を実施する場合の期間

- ・震災からの復興財源は、今を共に生きる我々が、我々の責任において負担することを大前提とすべきである。
- ・まず不要不急の歳出見直しと無駄の削減を徹底的に実施し、それでも財源が不足する場合には、臨時的な増税もやむを得ないものとする。
- ・増税を実施する場合には、国民の理解を得たうえで復興後の経済の重荷にならないよう極力短期とすべきであり、またその開始時期も景気への影響に十分配慮する必要がある。

(2)増税税目についての留意点

- ・国内産業の空洞化や雇用、消費への悪影響を及ぼす恐れから、所得税、法人税の増税には問題がある。税制規模と安定性、さらに景気に対する中立性の観点から消費税が最も適しているとする。
- ・その場合、消費税増税は被災者も同等に負担することになるため、何らかの配慮的な措置を講じるなどの必要がある。

2. 震災復興に向けた各種支援の拡充

- (1)被災地企業の法人税を一定期間、減免
- (2)固定資産税の弾力的運用
- (3)特区の創設



II. 社会保障と税の一体改革

1. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・わが国の社会保障制度は先進国のなかでは「中福祉」に位置し、国民負担率は米国に次ぐ「低負担」である。
- ・この「給付」と「負担」をバランスさせるためには既存の給付のあり方を見直すとともに、負担についても「中負担」にする必要があり、またその財源は安定的でなければならない。
- (1)財政赤字を加えた潜在的国民負担率は、将来にわたり50%程度にとどめるべきである。そのためには「自助」と「公助」の役割分担や、給付の効率化も極めて重要になる。
- (2)社会保障の安定財源としては、政府の一体改革

案が示したように消費一般に広く公平に負担を求め、かつ税収が景気に左右されにくい消費税が適しており、その税率の段階的引き上げはやむを得ないとする。但し、国民に負担増を求めるためには、行財政改革のさらなる徹底は不可欠であり、かつ景気への十分な配慮がされるなど国民各層の合意を得るための努力が必要であることは言うまでもない。

- (3)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 財政健全化に向けて

- (1)財政運営戦略にある健全化目標を着実に達成すべき。
- (2)国債の信認確保は極めて重要。

3. 行財政改革の徹底

- ・震災復興と社会保障の財源確保のためには「増税やむなし」とするが、それは国・地方においてぎりぎりまでの行財政改革が行われることを前提としている。
- ・しかしながら、改革の取組は極めて不十分であり、もはや改革の先送りは許されない。国会・地方議会は国民に痛みを求める前に、まず自ら身を削る覚悟を示す必要がある。
- ・直ちに、以下の諸施策について期限を定めて改革を断行するよう求める。
- (1)国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- (2)国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- (3)特別会計と独立行政法人の見直しによる無駄の削減
- (4)民間活力を阻害する各種規制は大胆に改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。

4. 税制の抜本改革のあり方

所得、消費、資産の課税バランスを図ると同時に、国際間の経済取引の増大や多様化の観点、諸外国の租税政策等との国際的整合性、成長と雇用を創出するという視点等を踏まえることが重要。特に、法人税の改革は喫緊の課題。

5. 共通番号制度の早期導入

- 以下の点を踏まえた上で、早期導入に向け、積極的な検討を進めるよう求める。
- (1)制度の創設、維持にかかるコストの明確化
 - (2)税務情報などプライバシー保護のための法整備
 - (3)税務面のみならず社会保障分野にも活用するなど、納税者の利便向上に配慮

III. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税税率の引き下げ

- ・アジア・欧州各国では、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを図るため、法人税率の引き

下げが行われており、わが国との税率較差が拡大している。

- ・また、年々社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感は高まっており、こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用の悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。

- (1)平成 23 年度税制改正法案に盛り込まれた法人実効税率 5 % 引き下げは法案通りの成立を求める。
- (2)法人税率の更なる引き下げにより、早期に欧州、アジア主要国並みの 30 % 以下の実効税率とするよう求める

2. 事業承継税制の拡充

- ・わが国の企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- ・平成 21 年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。
 - (1)納税猶予制度の要件緩和と充実
 - (2)親族外承継に対する措置の創設
 - (3)「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減あるいは免除する」本格的な事業承継税制の創設

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で、その存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立を求める。

- (1)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置の本則化
- (2)交際費課税の見直し
- (3)役員給与の損金算入拡充

IV. 国と地方のあり方

- ・わが国の中央集権的システムは経済社会の現状に適合しなくなっており、行財政面の非効率化のみならず、地域経済の活性化をも阻害するに至っている。そういう意味で地方分権は必然的流れであるが、その際にはまず国と地方の役割分担を明確化し、税財政や行政のあり方を考えねばならない。
- ・国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりはるかに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築するかが重要である。
 - (1)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべき。
 - (2)さらなる市町村合併を推進すると共に、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求すべき。
 - (3)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要。

- (4)地方議会は、大胆にスリム化し、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。
- (5)地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき。

V. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応

2. 納税環境の整備

3. 租税教育の充実

学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の高揚を図っていくことが必要。

記念講演



《税目別の具体的意見》

1. 所得税関係

- (1)所得税のあり方
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税・住民税は広く国民全体で負担していくものとするべき。
- (2)各種控除制度の整理・統合
諸控除の整理・合理化を図るとの観点から見直しを優先すべき。
- (3)少子化対策
- (4)金融所得一体課税

2. 法人税関係

- (1)同族会社の留保金課税制度の廃止
- (2)「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲見直しは不要

3. 相続税・贈与税関係

- (1)相続税の課税強化は行うべきではない。
- (2)贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき。

4. 消費税関係

- (1)わが国の危機的な財政状況を考慮すると、消費税率の引き上げはやむを得ないが、行財政改革の徹底、歳出入の見直しが前提であり、かつその実施時期は景気への配慮が必要。
- (2)消費税は社会保障目的税とすることは慎重であるべき。
- (3)当面は単一税率が望ましい。
- (4)消費税の滞納防止。

5. 地方税関係

- (1)固定資産税の抜本的見直しを求める
- (2)事業所税は二重課税であり、廃止を求める
- (3)市町村民税の超過課税は課税の公平を欠くため解消すべき。
- (4)法人に対する安易な法定外目的税は課すべきでない。

6. その他

- (1)配当に対する二重課税の排除
- (2)電子申告について
一層の利便性を高めるとともに、地方税の電子申告（eL T A X）との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

青年部会だより

第20回通常総会 積極的に取り組もう 租税教室に

6月14日、七尾西湊合同庁舎において石黒七尾税務署長、小田七尾法人会会長を来賓として迎え、第20回通常総会が開催された。

22年11月5日～6日に日本理化学工業(株)川崎工場を訪ねた視察研修、本年初めて実施した日帰り視察研修等の平成22年度事業実施報告及び同収支計算報告を承認していただいた後、社会貢献活動として取り組んでいる租税教室についてより一層、拡大、充実を図り積極的に実施することを含んだ平成23年度事業計画(案)及び同収支予算(案)が提出され承認された。租税教室については導入以来2年がたち、部会員の中にはそれなりの体験に基づく自信が本年は開催数の増加を図る旨の意見が提出された。



講師養成研修



法人会の社会貢献活動として取り組んでいる租税教室の一層の拡大、充実のためには講師の充実が必要との考えで、1月11日、青年部会役員会に引き続き講師養成研修を開催した。

当日は青年部会役員を始め、講師希望者、女性部会役員の参加を得て開催された。講師には窪青年部会副会長が当り昨年、北星小学校での経験からのDVDを使つての説明の仕方、税のある社会と無い社会等の対比表を使つての話しを進め方等、具体的に副教材を使つての実施方法の会得が行われた。

租税教室の開催

1月19日、中能登町、越路小学校で6年生37名を対象で開催された。

最初にDVDにより国の予算に占める税金収入の割合や、国の支出の内、教育費や福祉の充実に当てられる金額、割合等の説明が行われ、引続き税金のある社会、無い社会の違いを絵図にした対比表を開いて具体的に説明された。一方、税金の種類等についても国税、県税、市町村税等種類の多さに感心するとともに、税金の必要性についても大いに理解された。又、1億円の重さについても1億円と同じ重さのレプリリカを持ち上げることによって体感した。



視察研修

昨年11月5日、障害者雇用に取り組む中小企業として各方面に紹介され、鳩山元首相を訪問された神奈川県川崎市の日本理化学工業(株)を訪ねた。

まず社長より障害者雇用のきっかけは、ある時、養護学校の先生が卒業予定の2人の女の子を就職のお願いにこられた際、この子達を採用し一生幸せにしてあげられる自信がなくお断りしたところ「この子達は就職できないとすぐ施設に入ることになり、一生働くことを知らずに終わってしまう。せめて何日かでも働く体験だけでもさせてくれませんか」との子供達の将来を案じた言葉と、2週間



の実習を一生懸命やってくれたその態度を見た社員から「こんなに一生懸命やってくれるんだから雇ってあげてください」との現場の人たちの意見から採用したというエピソードを交えた障害者の雇用を考えた動機や会社の理念の説明があった。その後、工場内の諸設備や機械の作業指示が従業員の理解力に合わせて改良されていること、例えば原材料の混合作業の指図標示を赤、青、黄等の色別標示で行っている等、具体的な説明があった。

女性部会だより

視察研修 女性元気！会社元気！

6月22日～23日、19名の参加を得て富山県南砺市の中島社会保険労務士事務所を訪ね「社長の奥さん応援講座」を受講した。

講演の主旨は社長の奥さんの立場は孤独で不安な気持ちを多く抱えている立場である。`経営、`というのはとてもシビアな世界であり、社長であるご主人はそんな大変な世界を生きておられますし、奥さんとしてはそんなご主人を支えずにはられません。

しかし、同時に奥さん自身も社長同様`経営、`という重責の元、とても大変な世界を生きておられます。それなのに、社長の奥さんはそのご苦勞や気持ちを吐き出したり、分かち合う場所があまりにも少ないのが現状であります。社長の奥さんが元気になり、輝くようになればその影響は真っ先に主人である社長が受けるはずであり、まず社長が元気になります。社長が元気になれば社員も元気になります。社員が元気になれば会社が元気になる。会社の経営に携わる立場だからこそ、様々な悩みがあるのは当然です。

この応援講座のような場は悩みを分かち合うための場であり、多種多様な問題の解決方法のヒントやきっかけとなる学びの場でもあり、また、同じ立場の方達との出会いによってよい刺激を受け取り、リフレッシュすることができる「場」として欲しい。何はともあれ奥さんが元気になれば会社が元気になるとのことであった。なお引き続き、城端別院善徳寺や城端の町並み散策を行い、会員間の懇親を深めた。



通常総会

5月16日、多田屋において石黒七尾税務署長、小田七尾法人会会長を来賓として迎え、第16回通常総会が開催された。

平成22年度事業実施報告及び同収支決算報告が提案され承認された。その後、研修事業に主力とした平成23年度事業計画(案)及び同収支予算(案)が提出された。特に租税教室について昨年は講習会等を受講し、積極的に実施する旨の承認を得たが、諸般の事情により実施することが出来なかったが、本年はまず講習会等に参加し、積極的に開催するよう全員が対応する旨の決議を得た。



交流会

9月12日、小松市那谷町那谷寺において、輪島、小松、七尾の交流会が開催され、当会から16名が参加し、総勢49名の交流会が開催された。那谷寺住職木崎馨山氏の「白の信仰」との演題による講話をいただいた。その後、那谷寺境内を散策し、境内にある諸史蹟についてのいわれや史蹟にまつわるお話しとそれに対する質問等が交わされ和やかな時間を過ごすことができた。引き続き、女性部会が運営に当たって苦慮している社会貢献活動や租税教室実施について意見交換が行われた。

「アンケート調査システム」に登録しませんか

全国100万社の様々な業種の経営者が集う法人会の規模・特性を活かし、簡単に回答できるアンケートによって景況感をはじめ、各種アンケート結果を活動に活用し会員に還元する。更には、マスメディア等を通じてアンケート結果を社会に広く提供し、法人会の発信力や存在感を高め、知名度のアップにつなげるため、携帯電話またはパソコンにて行う簡単なシステムを構築していますので、青年部会員及び女性部会員の登録にご協力下さい。

『税を考える週間』“税の役割と税務署の仕事”《11月11日(金)～17日(木)》

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

今年は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のIT・国際化に対する諸施策について紹介します。

おめでとうございます

この度、永年の法人会活動等の御功績に対し表彰が授与されました。

国税局長表彰



多田佐永子氏

署長表彰



井村能尚氏

署長表彰



岡部 宏氏

七尾税務署管内の主な行事

行 事 名	日 時	会 場
小中学生の税に関する作品展	11月11日(金)～11月17日(木)	七尾パトリア・コスモアイル羽咋・志賀町文化ホール・アスク・宝達志水町役場・町民センターアステラス・アルプラザ鹿島店
納税表彰式	11月15日(火) 15:00～	フォーラム七尾

年末調整説明会

正しい事務処理を行うためにも、源泉徴収義務者の方々は是非ご出席ください。

なお、説明会の前までに関係用紙を送付することとしていますので、事前に送付した用紙を必ずお持ちください。

月 日	時 間	会 場	対 象 地 域
11月21日(月)	14:00～16:00	志賀町文化ホール	志賀町
11月22日(火)	14:00～16:00	羽咋市文化会館	羽咋市・宝達志水町
11月25日(金)	10:00～12:00	七尾サンライフプラザ	七尾市・中能登町
	13:30～15:30		

* 対象者は、七尾税務署管内の源泉徴収義務者の皆様です。会場・時間帯はご自由にお選びください。

* 駐車場に限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。

事務局だより

☆平成23年度事業報告☆

(平成23年4月1日～10月31日)

- 4. 5 公益申請第1回合同研修会
- 4. 9 県青連協正副会長会議
- 4. 13 県連総務委員会
- 4. 14 青年部会正副部会長会議
- 4. 26 県青連協正副会長・監事会議
- 4. 26 県女連協正副会長・監事会議
- 4. 27 県連正副会長会議及び役員会
- 4. 28 役員会及び福利厚生制度推進連絡協議会
- 5. 10 公益申請第1回個別研修会
- 5. 16 女性部会役員会
- 5. 16 女性部会第16回通常総会・記念講演会



- 5. 19 県連税制委員会
- 5. 23 県連第28回通常総会
- 6. 2 第32回通常総会
- 6. 7 県青連協第20回定時連絡協議会
- 6. 7 県女連協第11回定時連絡協議会
- 6. 8 公益申請第2回合同研修会
- 6. 10 北法連定時役員総会
- 6. 14 青年部会役員会
- 6. 14 青年部会第20回通常総会・記念講演会
- 6. 22 女性部会先進地視察研修(22日～23日)
- 7. 7 県青連協第2回正副会長会議
- 7. 7 北陸地区青連協連絡会議
- 7. 29 公益申請第2回個別研修会
- 8. 24 県共益事業(組織)委員会

- 8. 25 定例研修会 七尾会場
- 8. 26 定例研修会 羽咋会場



- 8. 31 県厚生事業委員会
- 9. 9 青年部会正副部会長会議
- 9. 12 女性部会交流会(輪島・小松法人会)
- 9. 15 公益申請第3回合同研修会
- 10. 6 法人会全国大会「神奈川大会」
- 10. 12 青年部会親睦ゴルフ交流会



- 10. 13 公益申請予定単位会勉強会
- 10. 19 租税教室研修会



新会員紹介

◆(平成22年11月1日～23年10月31日)◆

法人名	代表者氏名
株イオ	伊藤 正喜
池田建設工業(株)	池田 等
株イシミ	石見 清
社会福祉法人ますほ会	高岩 権治
(有)北国測量設計	荒木 茂夫
(有)ヨシカワ・エネルギー	辻口 正志

会員募集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

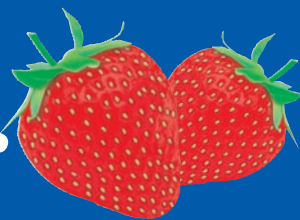
・お問い合わせ・連絡先 社団法人七尾法人会

電話 0767-53-6629

・石川県連ホームページのご案内

<http://www.incl.ne.jp/ihojinkai/>

いちごプロジェクト



**めざします！
ピーク時使用電力
15%削減**



会長 岩井紘子